

新潟県教育委員会訓令第6号

教育庁本庁  
出先機関

新潟県教育委員会現場事務所設置規程を次のように定め、令和7年4月1日から実施する。

令和7年3月28日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

新潟県教育委員会現場事務所設置規程

新潟県教育委員会組織規則（昭和36年新潟県教育委員会規則第4号）第6条の2の規定に基づき、次のとおり現場事務所を設置する。

名称

生涯学習推進課少年自然の家分室

位置

胎内市乙1503番地166